

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学職員給与規程（16 経教規程第30号）を次のとおり改正する。

現行	改正後																								
<p>国立大学法人東京農工大学職員給与規程</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日 16 経教 規程第30号</p> <p>(略) (給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="286 598 1048 925"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 諸手当 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略) 期末手当 勤勉手当 期末特別手当</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第10条 省略 (俸給表の種類)</p> <p>第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育職俸給表(別表第1)</li> <li>二 一般職俸給表(別表第2) <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 一般職俸給表(一)</li> <li>ロ 一般職俸給表(二)</li> </ul> </li> <li>三 医療職俸給表(別表第3)</li> <li>四 指定職俸給表(別表第4)</li> </ul> <p>第12条～第16条 省略 (昇給)</p> <p>第17条 職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)が現に受けている号俸を受けるに至った時から、12月を下らない期間を</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	(2) 諸手当 (略)			(略) 期末手当 勤勉手当 期末特別手当	(略)	(略)	<p>第1条 省略(現行どおり) (給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 598 1919 925"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 諸手当 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略) 期末手当 勤勉手当</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条～第10条 省略(現行どおり) (俸給表の種類)</p> <p>第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 教育職俸給表(別表第1)</li> <li>二 一般職俸給表(別表第2) <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 一般職俸給表(一)</li> <li>ロ 一般職俸給表(二)</li> </ul> </li> <li>三 医療職俸給表(別表第3)</li> </ul> <p>第12条～第16条 省略(現行どおり) (昇給)</p> <p>第17条 職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができ</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略)	(略)	(略)	(2) 諸手当 (略)			(略) 期末手当 勤勉手当	(略)	(略)
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																							
(略)	(略)	(略)																							
(2) 諸手当 (略)																									
(略) 期末手当 勤勉手当 期末特別手当	(略)	(略)																							
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																							
(略)	(略)	(略)																							
(2) 諸手当 (略)																									
(略) 期末手当 勤勉手当	(略)	(略)																							

良好な成績で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、前5条の規定により号俸が決定された場合において、別に定めるところにより当該期間を短縮することができる。

(略)

第18条～第22条 省略

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(略)

(初任給調整手当)

第24条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職俸給表の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,200円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(略)

(扶養手当)

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,500円
(略)	(略)

(略)

第26条 省略

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支

る。ただし、前5条の規定により号俸が決定された場合において、別に定めるところにより当該期間を短縮することができる。

(略)

第18条～第22条 省略(現行どおり)

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。

(略)

(初任給調整手当)

第24条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に新たに採用された職員(教育職俸給表の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(略)

(扶養手当)

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000円
(略)	(略)

(略)

第26条 省略(現行どおり)

(住居手当)

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支

給するものとし、手当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（略）

第28条～第30条 省略

（特地勤務手当）

第31条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次の表に掲げる施設（以下「特地施設」という。）に勤務する職員に、特地勤務手当を支給する。

施設名	所在地
農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（以下、「FSセンター」という。）フィールドミュージアム秩父ニッパ沢作業所	埼玉県秩父郡大滝村大字大滝6093

（略）

第32条 省略

（超過勤務手当）

第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給される日及び第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。）に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（休日給）

第34条 労働時間等規程第12条の規定により同規程第8条に規定する休日（同規程第9条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規程第9条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間。）に

給するものとし、手当の月額、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額）とする。

（略）

第28条～第30条 省略（現行どおり）

（特地勤務手当）

第31条 生活の著しく不便な地に所在する施設として次の表に掲げる施設（以下「特地施設」という。）に勤務する職員に、特地勤務手当を支給する。

施設名	所在地
農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター（以下、「FSセンター」という。）フィールドミュージアム秩父ニッパ沢作業所	埼玉県秩父市大字大滝6093

（略）

第32条 省略（現行どおり）

（超過勤務手当）

第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給される日及び第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。）に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

（休日給）

第34条 労働時間等規程第12条の規定により同規程第8条に規定する休日（同規程第9条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規程第9条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命じられた全時間のうち、所定の労働時間以外の時間に勤務した時間。）に対して、勤

対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

第35条～第36条 省略

（管理職員特別勤務手当）

第37条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その地の業務の運営の必要により労働時間等規程第6条及び第7条の規定による週休日又は同規程第8条及び第9条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（略）

第37条の2 省略

（学位論文審査手当）

第37条の3 学位論文審査手当は、次の表に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、審査する論文一件につき、同表に定める額とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（略）

（期末手当）

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第41条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

（略）

（勤勉手当）

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

第35条～第36条 省略（現行どおり）

（管理職員特別勤務手当）

第37条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その地の業務の運営の必要により労働時間等規程第6条及び第7条の規定による週休日又は同規程第8条及び第9条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（略）

第37条の2 省略（現行どおり）

（学位論文審査手当）

第37条の3 学位論文審査手当は、次の表に掲げる場合に支給するものとし、手当の額は、審査する論文一件につき、同表に定める額とする。

（略）

（期末手当）

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第41条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

（略）

（勤勉手当）

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれに対する都市手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額合計額を加算した額に100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 勤勉手当基礎額に100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

（略）

（期末特別手当）

第40条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第21条第1項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていた者（第38条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する都市手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（就業規則第14条第1項の規定により休職にされている者（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）以外の職員にあっては、その額に俸給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第38条第2項の表（3）に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第42条の規定による懲戒処分を受けた

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及びこれに対する都市手当の月額合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分ごとに掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額合計額を加算した額に100分の71.7（特定幹部職員にあっては、100分の91.7）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 勤勉手当基礎額に100分の36.7（特定幹部職員にあっては、100分の46.7）を乗じて得た額の総額

（略）

第40条 （削除）

場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。

4 第38条第4項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

5 第38条第5項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

第41条～第44条 省略

附 則 省略

第41条～第44条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表第1 教育職俸給表(第11条関係)					
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1			252,700	285,600	365,900
2	160,800	202,800	265,600	300,500	381,000
3	168,700	211,600	278,300	315,700	393,400
4	178,800	220,500	292,000	330,600	405,600
5	189,600	230,000	305,900	345,800	417,600
6	197,300	239,400	319,600	360,700	429,300
7	204,600	251,900	332,800	375,700	440,800
8	212,300	264,200	346,200	386,600	452,300
9	220,600	276,600	359,100	397,000	463,500
10	229,900	288,000	368,900	406,600	474,700
11	237,500	300,000	378,900	415,600	486,100
12	246,100	311,800	388,400	424,200	497,300
13	254,000	319,700	397,100	432,600	508,500
14	261,900	326,600	405,500	440,200	519,700
15	269,300	333,200	413,100	447,600	530,000
16	276,500	339,700	420,500	454,700	539,200
17	283,200	346,200	427,600	460,900	548,300
18	289,600	352,000	434,700	466,500	557,200
19	295,900	357,700	440,500	472,000	566,100
20	301,900	363,300	445,400	477,400	574,300
21	307,600	368,800	449,800	482,700	580,600
22	312,500	374,300	452,900	487,900	585,600
23	317,000	378,900	456,000	493,000	590,200
24	321,400	382,800	458,900	497,000	
25	324,900	385,700	462,000	500,300	
26	328,000	388,400	465,000	503,600	
27	331,000	391,300	468,100		
28	333,700	394,000	471,100		
29	335,900	396,800			
30	337,900	399,400			
31	340,000	402,200			
32	342,000	405,000			
33	344,000	407,900			
34	346,000	410,700			
35	348,000				
36	350,100				
37	352,200				
38	354,400				

備考 この表は、教授、助教授、講師、助手及び教務職員に適用する。

別表第1 教育職俸給表(第11条関係)					
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	-	-	251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	204,000	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,700	263,400	345,100	385,300	450,800
9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,400	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	
25	323,900	384,500	460,400	498,700	
26	327,000	387,200	463,400	502,000	
27	330,000	390,100	466,500		
28	332,700	392,800	469,500		
29	334,900	395,600			
30	336,900	398,200			
31	339,000	401,000			
32	341,000	403,700			
33	343,000	406,600			
34	345,000	409,400			
35	347,000				
36	349,000				
37	351,100				
38	353,300				

備考 この表は、教授、助教授、講師、助手及び教務職員に適用する。

別表第2 一般職俸給表(第11条関係)

イ 一般職俸給表(一)											
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1			184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
23			300,000	353,000	373,800	413,300					
24			302,000	355,200	376,400	416,700					
25			303,900	357,600	379,000						
26			305,700	359,800	381,600						
27			307,600	362,100							
28			309,600	364,300							
29			311,500								
30			313,400								
31			315,300								
32			317,100								

備考 この表は、事務、技術及び図書業務に従事する職員に適用する。

別表第2 一般職俸給表(第11条関係)

イ 一般職俸給表(一)											
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	-	-	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
23			299,100	351,900	372,700	411,900					
24			301,100	354,100	375,300	415,300					
25			303,000	356,500	377,800						
26			304,800	358,700	380,400						
27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200							
29			310,600								
30			312,500								
31			314,400								
32			316,200								

備考 この表は、事務、技術及び図書業務に従事する職員に適用する。



□ 一般職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1		165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
28	226,600	270,000	302,200	318,700		
29	228,500	271,500	304,000	320,900		
30	230,500	273,100	305,900	323,100		
31	232,400	274,700	307,700	325,100		
32	234,000	276,400				
33		277,900				

備考 この表は、労務作業員の労務に従事する職員に適用する。

□ 一般職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	-	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700		
29	227,800	270,700	303,100	319,900		
30	229,800	272,300	305,000	322,100		
31	231,700	273,900	306,800	324,100		
32	233,300	275,600				
33		277,100				

備考 この表は、労務作業員の労務に従事する職員に適用する。

別表第3 医療職俸給表(第11条関係)							
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1			220,900	243,200	274,400	310,800	343,100
2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200	354,600
3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200	366,200
4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400	377,700
5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500	389,300
6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200	401,200
7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700	413,300
8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100	424,600
9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800	435,700
10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600	446,200
11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500	456,500
12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700	465,500
13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100	473,300
14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700	481,000
15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000	488,700
16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700	495,700
17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400	500,400
18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100	504,600
19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000	508,400
20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600	
21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600	
22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100	
23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300		
24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800		
25	283,900	336,800	378,600	398,900			
26	288,000	340,700	381,900	402,200			
27	291,500	344,000	384,900	405,100			
28	294,600	347,000	387,700	407,500			
29	297,100	349,700	390,500				
30	299,200	351,800	393,200				
31	301,000	353,800	395,500				
32	302,900	355,700					
33	304,800	357,600					
34	306,700	359,700					
35	308,600	361,800					
36	310,500	364,000					
37	312,300	366,300					
38	314,400	368,500					
39	316,300						
40	318,400						
41	320,200						

備考 この表は、看護師に適用する。

別表第3 医療職俸給表(第11条関係)							
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	-	-	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
25	283,100	335,800	377,400	397,700			
26	287,200	339,700	380,700	400,900			
27	290,700	343,000	383,700	403,800			
28	293,800	345,900	386,500	406,200			
29	296,200	348,600	389,300				
30	298,300	350,700	392,000				
31	300,100	352,700	394,300				
32	302,000	354,600					
33	303,900	356,500					
34	305,800	358,600					
35	307,700	360,700					
36	309,600	362,900					
37	311,400	365,200					
38	313,500	367,400					
39	315,400						
40	317,400						
41	319,200						

備考 この表は、看護師に適用する。

別表第4 指定職俸給表(第11条関係)

号俸	俸給月額
	円
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

備考 この表は、学部長の職にある者及び別に定める職員に適用する。

(略)

別表第6(第22条関係)

教育職俸給表

職務の級	調整基本額
1級	9,400円。ただし、2号俸7,236円、3号俸7,591円、4号俸8,046円、5号俸8,532円、6号俸8,878円、7号俸9,207円
2級	11,100円。ただし、2号俸9,126円、3号俸9,522円、4号俸9,922円、5号俸10,350円、6号俸10,773円
3級	12,600円。ただし、1号俸11,371円、2号俸11,

別表第4 (削除)

(略)

別表第6(第22条関係)

教育職俸給表

職務の級	調整基本額
1級	9,400円。ただし、2号俸7,213円、3号俸7,569円、4号俸8,019円、5号俸8,505円、6号俸8,851円、7号俸9,175円
2級	11,000円。ただし、2号俸9,099円、3号俸9,490円、4号俸9,891円、5号俸10,318円、6号俸10,741円
3級	12,600円。ただし、1号俸11,335円、2号俸11,

	952円、3号俸12,523円
4級	13,500円。ただし、1号俸12,852円
5級	16,200円

別表第7（第24条関係）

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,200
1年以上 2年未満	50,200
2年以上 3年未満	50,200
3年以上 4年未満	50,200
4年以上 5年未満	50,200
5年以上 6年未満	50,200
6年以上 7年未満	48,400
7年以上 8年未満	46,600
8年以上 9年未満	44,800
9年以上 10年未満	43,000
10年以上 11年未満	41,200
11年以上 12年未満	39,400
12年以上 13年未満	37,600
13年以上 14年未満	35,800
14年以上 15年未満	34,400
15年以上 16年未満	33,000
16年以上 17年未満	31,600
17年以上 18年未満	30,200
18年以上 19年未満	28,800
19年以上 20年未満	27,400
20年以上 21年未満	26,000
21年以上 22年未満	25,400
22年以上 23年未満	24,800
23年以上 24年未満	23,900

	916円、3号俸12,487円
4級	13,500円。ただし、1号俸12,816円、2号俸13,482円
5級	16,100円

別表第7（第24条関係）

期間の区分	手当の額
	円
1年未満	50,000
1年以上 2年未満	50,000
2年以上 3年未満	50,000
3年以上 4年未満	50,000
4年以上 5年未満	50,000
5年以上 6年未満	50,000
6年以上 7年未満	48,200
7年以上 8年未満	46,400
8年以上 9年未満	44,600
9年以上 10年未満	42,800
10年以上 11年未満	41,000
11年以上 12年未満	39,200
12年以上 13年未満	37,400
13年以上 14年未満	35,600
14年以上 15年未満	34,200
15年以上 16年未満	32,800
16年以上 17年未満	31,400
17年以上 18年未満	30,000
18年以上 19年未満	28,600
19年以上 20年未満	27,200
20年以上 21年未満	25,800
21年以上 22年未満	25,200
22年以上 23年未満	24,600
23年以上 24年未満	23,700

24年以上 25年未満	23,200
25年以上 26年未満	22,600
26年以上 27年未満	22,000
27年以上 28年未満	21,400
28年以上 29年未満	20,700
29年以上 30年未満	20,400
30年以上 31年未満	20,000
31年以上 32年未満	19,300
32年以上 33年未満	18,500
33年以上 34年未満	17,600
34年以上 35年未満	16,900
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

(略)

別表第9(第37条関係)

区 分		支給額(実働時間が6時間を超える勤務)
指定職俸給表適用職員		18,000円(27,000円)
管理職手当 適用職員	種適用者	12,000円(18,000円)
	種適用者	10,000円(15,000円)
	種適用者	8,000円(12,000円)
	種適用者	6,000円(9,000円)
	種適用者	4,000円(6,000円)

別表第10(第41条関係)

支給地域	施設名
埼玉県秩父郡	F Sセンターフィールドミュージアム秩父

別表第11(第41条関係)

支給地域	世帯等の区分	
	世帯主である教職員	その他の職員

24年以上 25年未満	23,100
25年以上 26年未満	22,500
26年以上 27年未満	21,900
27年以上 28年未満	21,300
28年以上 29年未満	20,600
29年以上 30年未満	20,300
30年以上 31年未満	19,900
31年以上 32年未満	19,300
32年以上 33年未満	18,500
33年以上 34年未満	17,600
34年以上 35年未満	16,900
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。	

(略)

別表第9(第37条関係)

区 分		支給額(実働時間が6時間を超える勤務)
管理職手当 適用職員	種適用者	12,000円(18,000円)
	種適用者	10,000円(15,000円)
	種適用者	8,000円(12,000円)
	種適用者	6,000円(9,000円)
	種適用者	4,000円(6,000円)

別表第10(第41条関係)

支給地域	施設名
埼玉県秩父市	F Sセンターフィールドミュージアム秩父

別表第11(第41条関係)

支給地域	世帯等の区分	
	世帯主である教職員	その他の職員

	扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人以上ある職員	扶養親族のない職員			扶養親族が3人以上ある職員	扶養親族が1人又は2人以上ある職員	扶養親族のない職員		
埼玉県秩父郡	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円	(略)	埼玉県秩父市	39,600円	33,000円	19,800円	14,200円

附 則 ( 17 経教 規程第 4 2 号 )

( 施行期日等 )

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。  
( 職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等 )
- 2 この規程の施行の日 ( 以下「 施行日 」という。 ) の前日において国立大学法人職員給与規程別表第 1 から別表第 3 までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。  
( 施行日前の異動者の号俸等の調整 )
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。